



収 支 報 告 書（令和6年分）

（ 開催分）

（ふりがな） ぜんこくこうりしゅはんせいじれんめいとやまけんしふ

1 政治団体の名称 全国小売酒販政治連盟富山県支部

2 主たる事務所の所在地 富山市上富居一丁目8番70号

3 代表者の氏名 中村 栄吉

4 会計責任者の氏名 水口 正治

事務担当者の氏名

築山 薫里

（電話） 076-452-2610

（電話）

政治団体の区分

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☒ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無

公職の種類
（現職・候補者等）

資金管理団体の
届出をした者の
氏 名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

収 入 総 額	462,627 円
(前年からの繰越額)	65,383 円
(本年の収入額)	397,244 円
支 出 総 額	390,354 円
翌年への繰越額	72,273 円

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 ※		
金 額	326,400 円	
員 数	408 人	

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0 円	
(うち特定寄附)	0 円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0 円	
(ウ) 政治団体からの寄附	28,000 円	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	28,000 円	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0 円	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0 円	
合 計 (ア + イ)	28,000 円	

※ 党費又は会費を負担した実人数を記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称 ※	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
全国小売酒販政治連盟	42,840 円	令和6年7月1日	東京都目黒区中目黒2丁目1番27号	
こ の 頁 の 小 計	42,840 円	※ すべての交付金について記載すること。		
合 計	42,840 円			

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要 ※	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計	円	※ 1件10万円以上のものは、個別に記載すること。
1 件 10 万 円 未 満 の も の	4 円	
合 計	4 円	

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備 考
自由民主党富山県小売酒販支部	28,000 円	令和6年10月3日	富山市上富居一丁目8番70号	中村 栄吉	
この頁の小計	28,000 円	※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。 税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。			
その他の寄附	円				
合 計	28,000 円				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考 ※1
1. 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	円	
(2) 光 熱 水 費	円	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	4,000 円	
(4) 事 務 所 費	45,504 円	
小 計	49,504 円	
2. 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	96,650 円	
(2) 選 挙 関 係 費	円	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	円	※2 (3) = ア + イ + ウ + エ
内 訳	ア 機関紙誌の発行事業費	円
	イ 宣 伝 事 業 費	円
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	円
	エ そ の 他 の 事 業 費	円
(4) 調 査 研 究 費	円	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	244,200 円	214,200
(6) そ の 他 の 経 費	円	
小 計	340,850 円	214,200
合 計	390,354 円	

※1 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 (組織対策費)	
支出の目的※	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	円				
この頁の小計	円				
その他の支出	96,650 円				
合 計	96,650 円				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)
なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。
(領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金 (会費・寄付)	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	214,200 円	令和6年7月1日	全国小売酒販政治連盟	東京都目黒区中目黒2丁目1番27号	
寄付	30,000 円	令和6年10月30日	自由民主党富山県参議院選挙区第一支部	富山市太郎丸本町3-1-12	
この頁の小計	244,200 円	※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。 (領収書の写を添付しなければならない。) なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。 (領収書の写を添付しなければならない。)			
その他の支出	円				
合 計	244,200 円				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

支 出 項 目 ※1	金 額 ※2	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
会費	214,200 円	令和6年7月1日	全国小売酒販政治連盟	東京都目黒区中目黒2丁目1番27号	
こ の 頁 の 小 計	214,200	※1 様式(その13)に掲げる分類基準による支出項目ごとに記載すること。 ※2 すべての金額について記載すること。			
合 計	214,200				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1. 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 1. 領収書等の写し
- ☐ 2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 7 日

政治団体の名称 全国小売酒販政治連盟富山県支部

会計責任者の氏名 水 12 正 治



(解散の場合) 代表者の氏名



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。